

## 小規模多機能型居宅介護事業きずな運営推進会議の構成

設置根拠：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第三十四号）

第八十五条「指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、（略）地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」

構成区分	職名等
利用者代表	利用者代表 A さん
家族代表	利用者家族代表 B さん
地域住民代表	住吉地区社協副会長
同	住吉地区民生委員協議会副委員長
同	住吉小校下老人クラブ連合会代表
同	住吉第五町会長
包括支援センター職員	住吉区包括支援センター相談員
知見を有する人	住吉人権協会会長
同	在宅介護支援センター相談員
同	特養なごみ施設長
事務局	事業所管理者
同	事業所現場主任